

別表 配分基礎単価

(1) ア 地域密着型サービス等整備助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
地域密着型サービス等整備助成事業				
・地域密着型特別養護老人ホーム ^{※1} 及び併設されるショートステイ用居室	3,584千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	※1 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する地域密着型特別養護老人ホーム ^{※1}	3,763千円	整備床数		
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	3,584千円	整備床数		
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ^{※1}	3,584千円	整備床数		
・認知症高齢者グループホーム ^{※1}	26,880千円	施設数		
・認知症高齢者グループホーム（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,500千円	施設数		
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する認知症高齢者グループホーム ^{※1}	28,224千円	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	26,880千円	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,500千円	施設数		
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	28,224千円	施設数		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	26,880千円	施設数		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所（空き家を活用したもの） ^{※1}	8,500千円	施設数		
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する看護小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※1}	28,224千円	施設数		
・認知症対応型デイサービスセンター	10,900千円	施設数		
・認知症対応型デイサービスセンター（空き家を活用したもの）	8,500千円	施設数		
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する認知症対応型デイサービスセンター	11,445千円	施設数		
・介護予防拠点	8,200千円	施設数		
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する介護予防拠点	8,610千円	施設数		
・地域包括支援センター	1,090千円	施設数		
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する地域包括支援センター	1,144千円	施設数		
・生活支援ハウス ^{※1}	32,800千円	施設数		
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する生活支援ハウス ^{※1}	34,440千円	施設数		
・緊急ショートステイ ^{※1}	1,090千円	整備床数		
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する緊急ショートステイ ^{※1}	1,144千円	整備床数		
・施設内保育施設	10,900千円	施設数		
・第2条第1項(1)の事業対象施設を合築・併設する施設内保育施設	11,445千円	施設数		

(1) ーイ 地域密着型サービス等整備助成事業（介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
地域密着型サービス等整備助成事業（大規模修繕・耐震化）				
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム 	902千円	定員数	<p>介護老人保健施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>(注1) 定員30名以上の施設が対象</p> <p>(注2) 下記の介護施設等の創設を併せて行う場合が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム <p>※いずれも定員規模及び助成を受けているかは問わない。</p> <p>(注3) (注2)の創設と広域型施設の大規模修繕等に係る1年から4年程度を基幹とする整備計画を定めること。</p> <p>(注4) 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。</p>

(1) ーウ 地域密着型サービス等整備助成事業（災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備）

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
地域密着型サービス等整備助成事業（移転改築）				
定員30名以上の広域型施設等				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	3,584千円	整備床数※	災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型施設の移転改築を行う事業を対象とする。	※ 移転後床数。ただし、増員分は対象外。 注）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的方法を用いて算出した額で助成することができる。
・介護老人保健施設	44,800千円	施設数		
・介護医療院	44,800千円			
・養護老人ホーム	1,904千円	整備床数※		
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	3,584千円			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	3,584千円			

(2) ア 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考		
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費						
定員30名以上の広域型施設等						
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	671千円	定員数	特別養護老人ホーム等の新規開設又は増床に伴う円滑な開設に必要な開設前の6か月間に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料とする。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。	※2 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		
・介護老人保健施設	671千円					
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	671千円					
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	671千円					
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	3,360千円	施設数				
定員29名以下の地域密着型施設等						
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	671千円	定員数※2			特別養護老人ホーム等の新規開設又は増床に伴う円滑な開設に必要な開設前の6か月間に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料とする。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。	※2 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。
・小規模な介護老人保健施設	671千円					
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	671千円					
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	671千円					
・認知症高齢者グループホーム	671千円					
・小規模多機能型居宅介護事業所	671千円					
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	671千円					
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	11,200千円	施設数				
介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備に必要な経費 (介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費も含む。)						
・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設される短期入所介護用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 ・介護医療院	156千円	定員数※2 (転換床数)	特別養護老人ホーム等の新規開設又は増床に伴う円滑な開設に必要な開設前の6か月間に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料とする。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。	※2 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		

(2) -イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考		
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費						
定員30名以上の広域型施設等						
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	336千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際に、併せて行う介護ロボット・センサー、ICTの導入に必要な経費（令和元年5月10日老総発0510第1号・老高発0510第1号・老振発0510第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。	※2 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		
・介護老人保健施設	336千円					
・介護医療院	336千円					
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	336千円					
・養護老人ホーム	336千円					
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向けであつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	336千円					
定員29名以下の地域密着型施設等						
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	336千円	定員数※2				
・小規模な介護老人保健施設	336千円					
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	336千円					
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向けであつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	336千円					
・認知症高齢者グループホーム	336千円					
・小規模多機能型居宅介護事業所	336千円					
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	336千円					
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,600千円	施設数				
・都市型軽費老人ホーム	168千円	定員数				
・小規模な養護老人ホーム	168千円					
・施設内保育施設	1,680千円	施設数				
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費						
・介護予防拠点	80千円	1か所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料			

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 補助率	4 対象経費
本体施設			
定員30名以上の広域型施設			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等）の2分の1	1 / 2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・都市型軽費老人ホーム			
・小規模な養護老人ホーム			
・施設内保育施設			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
合築・併設施設			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
・介護予防拠点			
・地域包括支援センター			
・生活支援ハウス			
・緊急ショートステイ			

(4) 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室（多床室）	500千円	定員数	<p>特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>（注）消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設であっても、各居室にスプリンクラーの設置を行うこと。</p>

（注）いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(5) 介護療養型医療施設等転換整備支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備 (介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備も含む。)				
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 ・介護医療院 	創設 1,000千円	転換床数	特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	（注）消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。
改築 1,200千円				
改修 500千円				

(6) 介護施設等の看取り環境の整備

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
介護施設等の看取り環境の整備				
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	2,800千円	施設数	<p>特別養護老人ホーム等の看取り環境の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）</p>	

(注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(7) 共生型サービス事業所の整備

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 備考
共生型サービス事業所の整備				
<ul style="list-style-type: none"> ・ (地域密着型) 通所介護事業所 ・ (介護予防) 短期入所生活介護事業所 ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 	823千円	施設数	<p>共生型サービス事業所の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）</p>	

(注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(8) 民有地マッチング事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業			
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	4,488千円	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・整備候補地等の確保支援	3,672千円	自治体	
・地域連携コーディネーターの配置支援	3,592千円	1カ所	

(9) 介護職員の宿舎施設整備

1 区 分	2 補助率	3 補助上限	4 対象経費	5 備考
<p>介護職員の宿舎施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	<p>1 / 3</p>	<p>※創設、増築、改築、増改築の場合 介護職員1定員あたり3,500千円を補助上限とする。</p> <p>※既存建物の改修の場合 8,500千円/宿舎又は 902千円/定員の低い方の額が上限</p>	<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡</p> <p>※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</p>

(注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

(10) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	3,456千円	福岡県知事が認めた台数（定員数を上限とする。）	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業			
<p>ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	800千円	1か所	
<p>従来型個室・多床室のゾーニング経費支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	4,800千円	1か所	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>家族面会室の整備等経費支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	2,800千円	施設・事業所	
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・短期入所生活介護事業所 ・生活支援ハウス 	978千円	整備床数	<p>介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>